

払戻しの公告

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和 5 年 11 月 21 日（火）に取扱い（サービス）を終了した、当社発行の前払式支払手段につき、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

- 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）
株式会社ジャコム石川
- 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
A-nico（エニコ）
- 払戻しの申出期間
令和 5 年 11 月 22 日（水）から令和 6 年 3 月 30 日（土）
受付時間；午前 10 時から午後 5 時まで（日・祝日および 12 月 23 日から翌年 1 月 5 日までは除く）
※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。
- 申出の方法
A-nico（エニコ）カードをご持参の上、石川県 A コープの A-nico（エニコ）導入店舗（11 店舗）の従業員にお申出下さい
- 払戻しの方法
A-nico（エニコ）の残高確認後、その場で現金にて払戻しいたします
- 払戻しに関する問い合わせ先
〒920-0357
石川県金沢市佐奇森町イ 7 番地 1
株式会社ジャコム石川 お客様相談窓口
TEL：0120-520004

株式会社ジャコム石川
令和 5 年 11 月 22 日
以上